

気候関連リスク情報の開示と監査上の課題

関西大学教授 上妻 京子

1. 問題の所在

パリ協定^{注(1)}や持続可能な開発目標（SDGs）^{注(2)}の採択によって、国際社会は本格的に持続可能な社会への移行を開始しており、それに伴う社会・経済システムの変化は企業の事業環境に大きな影響を与えつつある。

とりわけ緊急に対処すべき最大の課題は気候変動への対応である。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」^{注(3)}を目的に掲げているが、2℃目標ですら、これを達成しようとすれば化石燃料エネルギーに依存する産業は大きな影響を受ける。

しかし、気候変動が企業に与える影響は化石燃料に依存する産業だけに留まらない。気候関連の自然災害発生件数は1980年から2017年で3倍超に増加しており（Swiss Re Institute, 2018）、こうした自然災害でグローバルなサプライチェーンが分断されたケースは2017年だけでも116回に及んでいる（Khan & Perez, 2018）。サプライチェーンが機能を喪失すれば企業収益

は大きく損なわれる。

さらに、持続可能な社会への移行に伴う産業社会の低炭素化^{注(4)}は、政策・規制の強化、低炭素技術への対応、市場動向の大規模な変化を通じて、企業に様々な水準で財務的リスクを与えることが指摘されており（TCFD, 2017）、エネルギー需要サイドの産業セクターが負担する低炭素技術への総投資額は、2050年までに年間10倍に増加するという（IEA, 2017）。

気候変動の財務的影響は投資家の情報ニーズにも影響する。投資家が意思決定に際して利用する基本的な情報源は制度的な財務報告であるが、その主要部分を構成する財務諸表は過去情報が主体であるために、基本的に将来事象である気候変動に起因するリスク（気候関連リスク）の実態開示には適していない。そのため、投資家が企業の気候関連リスク・エクスポージャーを知ろうとすれば、別に新たな情報源が必要になる。こうした投資家の情報ニーズを反映して、非財務報告の制度的な開示規制が年々強化されており（上妻, 2012）、統合報告のような新たな開示媒体の出現も相俟って、財務報告における非財務的要因の報告枠組みが数多く策定されて

いる。

しかし、これらの報告枠組みは IFRS 等の会計基準とは関連付けられないことがほとんどであるため、財務報告に多元的な開示ルールで決定された財務情報と非財務情報が無秩序に混在する事態を招いている。また、財務報告で気候関連リスク情報の開示がさらに進めば、そうした事態への対応が十分でない財務諸表監査に実務上の混乱を引き起こす可能性も否定できなくなっている。

そこで本稿では、IFRS 適用の財務諸表を含む財務報告を対象として、気候関連リスク情報が開示される場合に生じる監査上の課題について検討する。

2. 気候関連リスクの財務的影響

気候関連リスクの財務的影響について英国エコノミスト誌が 2015 年に研究報告を公表している。この中では、アセットマネジメント産業の投資ポートフォリオに対する気候変動の影響が分析されており、グローバルな運用資産総額 143 兆米ドルが 2100 年までに気候変動によって被る予想最大損失額 (value at risk) は、平均的な気候変動シナリオの場合でも 4.2 兆米ドルに及ぶという (EIU, 2015)。さらに、確率的には低いものの、発生時に巨額な損害をもたらすテールリスク (tail risk) の場合 (たとえば、平均気温の上昇幅が 6℃ になるような場合) は、損失額が 13.8 兆米ドルに達すると見積もられている (EIU, 2015)。これらは、一時的な資産価格の変動による損失ではなく、投資資産に生じた減損および資本損失である (EIU, 2015)。

ミクロ的には気候関連リスクによる座礁資産 (stranded assets)^{注(5)} が財務的影響の典型的な事例である。独立系シンクタンクの Carbon

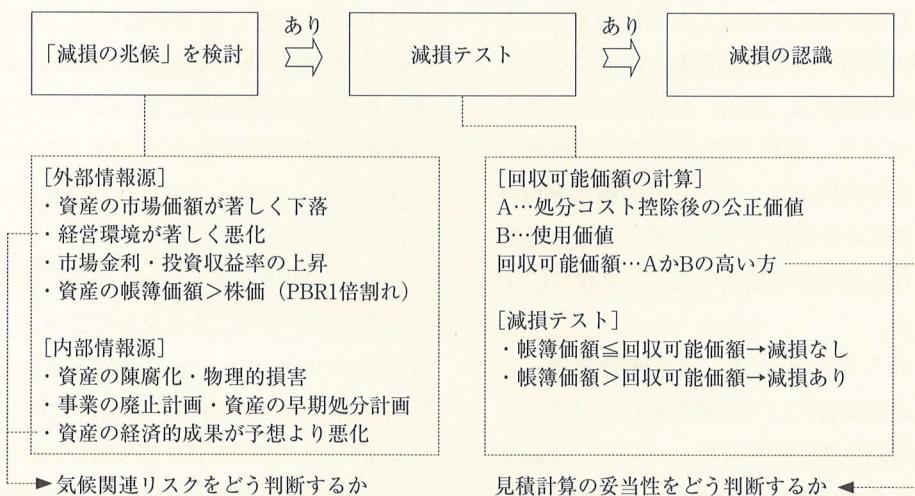
Tracker 社らによるストレステストでは、平均気温の上昇幅を 2℃ 未満に抑制する 2℃ シナリオを達成しようとすれば、エネルギー会社が資産計上した確認埋蔵量 (proven reserves) の 60%～80% は燃焼することができず、座礁資産化すると指摘されている (Carbon Tracker et al., 2013)。HSBC の試算によれば、これらの座礁資産による減損損失は時価総額の 40%～60% にもなるという (HSBC, 2013)。この考え方は座礁資産仮説と呼ばれており、それを理論的な根拠として、多数の機関投資家がエネルギー会社への投資を引き揚げる施策、いわゆるダイベストメント (divestment) に取り組んできた (Koehler & Bertocci, 2016)。

しかし、当のエネルギー会社は確認埋蔵量の座礁資産化を認めていない (上妻, 2015)。この姿勢は現在も不变であり^{注(6)}、「化石燃料の販売収益でさらに次の化石燃料を開発する」というエネルギー会社のビジネスモデルには大きな変化が見られない。そればかりか、2019 年 5 月 19 日付の Bloomberg 論文によれば、上位 10 社のエネルギー会社は 2030 年までにさらに 1 兆米ドルの新規投資を計画しているという (Carr, 2019)。

座礁資産仮説の正否をめぐって投資家とエネルギー会社の見解が異なることは、気候関連リスク情報の開示を促進する上で、大きな障壁になる可能性がある。それは、自社資産が座礁資産化するリスクをオンバランスするためには減損会計を適用しなければならず、その際に減損損失を認識するか否かは基本的に経営者の判断に依存するからである。

これを IFRS の減損会計基準である IAS36 で見てみよう (図表 1 参照)。IAS36 では、まず資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象 (減損の兆候) があるかどうか

図表1 IAS36における減損の認識プロセス



を検討し、次いで減損の兆候が見られる資産または資産グループの回収可能価額を算定する（減損テスト）。減損テストにおいて回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に、その差額を減損損失として認識する。

減損の兆候を把握する際には、その判断指標の有無を検討するが、気候変動に起因する座礁資産化リスクに関しては、とくに「経営環境の著しい悪化（外部情報源）」や「資産の経済的成果が予想より悪化（内部情報源）」といった判断指標に着目することになる。

ただし、これらの判断指標が見られるかどうかは最終的に経営者の判断に委ねられるので、経営者が座礁資産仮説を否定するのであれば減損の兆候を認めない可能性が高くなる。また、減損の兆候を認めたとしても、減損テストで回収可能価額を算定する際には見積計算が介在するので、座礁資産仮説を否定する経営者の場合には回収可能価額の計算にバイアスがかかる可能性を排除できない。

つまり、座礁資産仮説の正否をめぐる見解の相違は減損を認識するか否かの決定的な要因になりかねないのである。さらに、座礁資産仮説

見積計算の妥当性をどう判断するか

に関わる気候関連リスクは、それが将来的に発生することは確実であるものの、発生時期や規模は不確実であることから、減損損失の認識時期と金額は経営者の判断に大きく左右される。

また、減損を認識するに至った事象・状況や回収可能価額計算の前提条件等の背景情報は、減損損失が計上されなければ開示されない。そのため、減損が認識されない場合には、気候関連リスクの認識と会計処理に関する経営者の判断が適切であったとしても、その事実を会計情報から知ることができない。もちろん判断が適切でない場合も同様である。

こうした問題点の存在は、気候関連リスクの財務的影響に関する財務諸表の説明能力を著しく損なっており、金融市場の関心を他の報告枠組みに向ける一因になっている。

3. TCFD勧告による気候関連リスク情報

現在もっとも注目を集めている気候関連リスクの財務的影響に関する報告枠組みは TCFD 勧告である。TCFD (Task Force on Climate-related

Financial Disclosures) は、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受けて、気候関連リスク^{注(7)}の財務的影響に関する情報を特定するために、金融安定理事会 (FSB) が設立したタスクフォースである。2017 年 6 月公表の最終報告書では、金融機関を含むすべての組織に適用可能な報告枠組みを提示して、企業に気候関連財務情報の自主的開示を勧告した。これが TCFD 勧告である。

TCFD 勧告の公表には、気候変動政策・規制の強化が企業資産に大規模な減損を発生させる危険性への危惧が背景になっている。これまで、金融セクターでは、そうした減損が金融市場のシステムリスクになりかねないことを懸念してきた (上妻, 2015)。財務報告に関する制度的な開示規制が十分でないために、金融市場で気候関連リスクの価格付けが適切に行われず、結果として、投資家の意思決定に反映されないことがその原因であった。持続可能な社会への移行に向けて、金融市場の安定性を引き続き確保するためには、企業の気候関連リスクに関する情報開示が必要になっていたのである。これは増大する投資家、債権者、保険会社等の情報ニーズでもあった (TCFD, 2017)。

このような試みは以前にも行われていた。たとえば、2010 年 2 月に米国証券取引委員会 (SEC) が公表した気候変動情報に関する解釈ガイダンス (interpretive guidance) である。これは、既存の開示ルール下でも Form 10-K に気候関連リスクの財務的影響を開示すべき場合があり、SEC 登録企業がそれに留意して情報開示することを要請するものであった (SEC, 2010)。しかし、当時はまだパリ協定や SDGs のような気候変動対策に関する国際的合意が成立しておらず、明確な開示規制が存在しないこともあって、企業の対応は著しく不十分^{注(8)}で

あった (Palmer, 2017; Coburn & Cook, 2014)。

それに反して、TCFD 勧告は、設立主体の FSB が金融市場の安定化のために金融セクターを束ねる国際組織であることから、財務的に重要な気候関連報告の「権威ある (authoritative) ガイダンス」として、広範に認知されている (EC, 2019)。

さらに、2019 年 4 月には、各国中央銀行・金融監督当局が組織する「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)」が TCFD 勧告への支持を表明し、上場会社に TCFD 勧告に沿った情報開示を促すことを公約した (UNEP-FI, 2019)。同様の支持は我が国でも広がっており、現在では、年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) や日本銀行協会を含む、231 の金融機関・事業会社・政府組織等が TCFD サポーターに名を連ねている^{注(9)}。また、国連の責任投資原則 (PRI) は、同原則に署名する機関投資家等に対して、2020 年以降、TCFD 勧告に準拠した気候変動指標の報告^{注(10)}を義務付けた^{注(11)}。

こうした事情を考慮すると、TCFD 勧告には、任意の報告枠組みでありながら、実質的な強制力が付帯すると考えられる。TCFD 勧告が金融機関にも適用されるため、それらの金融機関がアセットオーナーやアセットマネージャーとして投資チェーンのトップに位置する場合は、投資先へのエンゲージメントや影響力の行使によって、TCFD 勧告準拠の情報開示を促進させる役割を担うからである (TCFD, 2017)。CDP の事例^{注(12)}を見るまでもなく、得意先からの情報提供要請には多くのケースで実質的な強制力があり、企業の開示方針に強い影響力を及ぼす。

TCFD 勧告の気候関連財務情報としては、ガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標・

図表2 TCFD勧告が開示要請する気候関連財務情報

ガバナンス	①取締役会の監督状況 ②経営者の役割
戦略	③特定した気候関連リスク・機会 ④事業・戦略・財務計画への影響 ⑤シナリオ分析による戦略の強靭性評価
リスクマネジメント	⑥リスクの特定・評価プロセス ⑦リスクのマネジメントプロセス ⑧全社的リスクマネジメントでの位置付け
指標・ターゲット	⑨気候関連リスク・機会の評価指標 ⑩スコープ1・2・3排出量+関連リスク ⑪気候関連リスク・機会の目標値・実績値

ターゲットの4カテゴリーに、気候関連リスクの財務的影響に関する11情報（図表2中の①～⑪）が特定されている。それらは気候関連リスクが企業に与える財務的影響を投資家等のステークホルダーに伝えるための情報である。

これら4カテゴリーのうち、ガバナンスとリスクマネジメントは、リスク・機会の包括的なマネジメント体制に関する情報である。どのような企業でも、リスク・機会はこうしたマネジメント体制の運用を背景として認識されるために、これらの情報はすべてが開示対象になる。一方で、戦略と指標・ターゲットについては、開示情報の決定にあたって重要性（materiality）基準が適用される。つまり、戦略と指標・ターゲットは重要性のある情報を網羅することが求められる（TCFD, 2017）。

TCFD勧告は、重要性基準における重要性の定義を明示していない。しかし、気候関連財務情報の開示媒体にメインストリームの年次財務届出書類（annual financial filings）^{注(13)}を指定し、気候関連問題の重要性判断は同届出書類に記載される他情報の重要性判断と整合的であることを推奨している（TCFD, 2017）。そのため、戦略や指標・ターゲットカテゴリーの気候関連財務情報には、制度的な財務報告の重要性基準が準用されることになる。この点に関して、

TCFD勧告の重要性基準を解説するCDSB^{注(14)}意見書によれば、TCFD勧告の重要性判断はIFRS概念フレームワークに準ずるものとして解釈するように結論付けている（CDSB, 2018）。

指定された開示媒体と重要性基準の考え方からは、TCFD勧告の気候関連財務情報が、制度的に作成を義務付けられる財務報告での開示を前提としていることがわかる。つまり、気候関連リスクの財務的影響に関する情報を財務報告の非財務報告区分に開示し、それらによって財務諸表を補足的に説明する役割が期待されているのである。

財務諸表を補足するために、TCFD勧告は別の役割も担っている。それは、年金基金のような長期投資を基調とする長期的視点の投資家の配慮である。

財務諸表は基本的に過去情報であり、限定された将来見通し情報しか含まないために、投資家は投資先企業が長期的な価値創造を犠牲にして短期的目標を優先したかどうかを見極めることができない（Hoogevorst, 2019）。しかし、TCFD勧告が開示要請するガバナンスや戦略は、長期的に発現する気候関連リスクに投資先企業がどのように戦略的に対応しようとしているのか、また、それを組織として長期的に継続する体制をどのように確保するのか、を伝える

情報である。とくに、戦略カテゴリーのシナリオ分析は、長期的な価値創造プロセスに対する気候変動の影響を情報化しており、投資家が持続可能な社会への移行過程において長期投資の気候関連リスクを評価する際には不可欠な情報になる。つまり、TCFD勧告は、短期志向(short-termism)へ誘導されやすい財務諸表を、長期的視点で補足することに特化した報告枠組みなのである。

4. 非財務報告枠組みの重要性概念

長期的視点の投資家に対する配慮は財務報告向けの他の非財務報告枠組みにも見られる。たとえばEU非財務報告指令(2014/95/EU)である。同指令では、財務報告中の経営者報告書(management report)に、「事業の進展状況、経営成績、財政状態と事業活動の影響(impact)を理解するのに必要な範囲で、環境、社会、従業員、人権、腐敗防止に関する情報」を含まなければならないが^{注15)}、これは経営者報告書に開示すべき非財務情報を決定するための二重の重要性基準になっている(EC, 2019)。

二重とは重要性基準に二つの重要性概念が組み込まれているという意味である。一つは財務的重要性で、「事業の進展状況、経営成績、財政状態を理解するのに必要な範囲」という件が該当する。これは、事業の進展状況や財務諸表を理解するのに必要な非財務情報はすべて開示する、という重要性基準である。もう一つは「事業活動の影響を理解するのに必要な範囲」という件で、環境的・社会的重要性について規定している。これに従えば、事業活動が環境や社会に与える影響を理解するのに必要な非財務情報は開示しなければならない。つまり、気候関連リスク情報は、報告主体にとって財務的に重要

な場合か、または、事業活動が環境や社会に与える影響を理解する上で重要な場合のいずれかであれば、どちらも開示が義務付けられる(EC, 2019)。ちなみに、TCFD勧告の重要性基準は財務的重要性だけである。

EU非財務報告指令は二重の重要性基準を採用する理由を説明していない。しかし、英国2006年会社法の基本思想である啓発株主価値(enlightened shareholder value)アプローチがヒントになる。啓発株主価値アプローチとは、「会社の取締役は、何が株主の利益になるかを判断する際に、他のステークホルダー(従業員、顧客、サプライヤー、地域住民等)の利益、事業活動の環境に与える影響、会社の社会的評価のすべてを考慮しなければならない」という考え方である(HCTIC, 2003)。それは、株主だけでなく、他のステークホルダーの利益も考慮することが、会社の長期的な健全性の促進にとって不可欠であり(Collison et.al., 2011)、事業活動が株主以外のステークホルダーや環境・社会に悪影響を与えるれば、長期的には会社の企業価値を毀損するというロジックを前提にしている。

TCFD勧告の重要性基準が財務的重要性だけで構成されるのは、同勧告の気候関連財務情報が長期的視点の投資向けに特化した内容であり、とくに重要性基準で配慮する必要性がないことによる。しかし、EU非財務報告指令の場合は、原則主義による汎用的な非財務報告枠組みであるために、重要性基準に環境的・社会的重要性を組み込んで、長期投資を志向する投資家の情報ニーズに配慮したと考えられる。

このことは、EU非財務報告指令を国内法化した後に公表された、英国FRC^{注16)}の戦略レポート(strategic report)に関するガイドンス文書からもわかる。英国2006年会社法では、小規模会社を除いて、すべての会社の取締役は

戦略レポートを毎年作成することが義務付けられており（414A条）、上場会社の場合は戦略レポート中にEU非財務報告指令が定める非財務情報を開示しなければならない（414C条）。同ガイダンス文書は、この非財務情報の重要性判断に際して、「取締役はビジネスモデル・戦略に関わる事柄の重大さをよく考慮すべきである」とし、その事例として、「事業活動の環境に与える影響が重要かどうかを判断する際に、そのことに対するステークホルダーの反応や法的・規制的な反応によってもたらされる、会社の長期的な価値創造への影響を考慮すべきである」と説明する（FRC, 2018）。つまり、事業活動が環境に影響を与える、ステークホルダーからの批判や訴訟・規制強化によって、長期的に会社のキャッシュフローにも影響が出るという考え方である。

ただし、環境的・社会的な重要性基準で開示される非財務情報の役割はあくまでも財務諸表の補足的な説明であって、それ自体が財務諸表を補正するわけではない。そのため、財務報告における非財務情報と財務諸表の内容には整合性が必要である。オンバランスすべき財務的影響があるような気候関連リスクを非財務報告で開示しながら、当該リスクを財務諸表に反映させないのであれば、財務報告の全体的な一貫性が失われ、利用者を混乱させることになる。TCFD勧告の気候関連リスク情報も同様で、IFRS準拠の財務諸表を含む財務報告で開示される場合は、気候関連財務情報と財務諸表に内容的な矛盾が生じることは許されない。

5. IFRS概念フレームワークの重要性概念

気候関連リスク情報の開示に関して近年財務

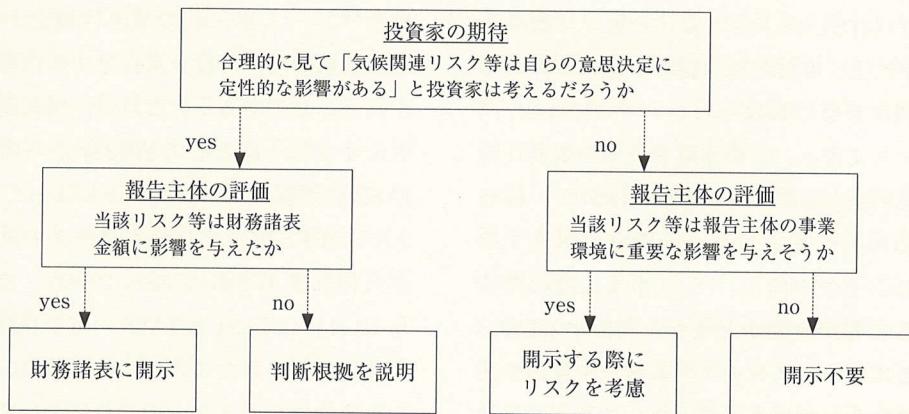
諸表側にも大きな変化が起こっている。IFRS概念フレームワークの重要性概念が見直され、長期的視点の投資家に対する情報提供能力が向上したのである。これは、情報開示イニシアティブの一環として2012年から開始されたIASBの重要性プロジェクトによって、2018年3月にIFRS概念フレームワークの重要性概念が大幅に変更され（IASB, 2018a）、また、2018年10月にはIAS1とIAS8の重要性概念も同じように修正されたことによる（IASB, 2018b）。

重要性プロジェクトの詳細については別稿に譲るが、重要性概念の変更点を要約すれば次のようになる。重要性概念の旧定義^{注14}は「ある情報の脱漏（omitting）や虚偽表示（misstating）が、利用者の意思決定に影響を与える（could influence）場合、その情報は重要（material）である」というものであった。これが「ある情報の脱漏、虚偽表示、曇昧化（obscuring）が、それを開示する一般目的の財務報告書（general purpose financial reports）の主たる利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予測できる（could reasonably be expected to influence）場合、その情報は重要である」に変更された（下線は筆者）。

変更のポイントは、1) 重要性のある情報の脱漏・虚偽記載の禁止に「曇昧化」も加えられたこと、2) 重要性の判別境界（threshold）が利用者の意思決定に「影響を与える」から「影響を与えると合理的に予測できる」に変更されたこと、3) 意思決定者が「利用者」から「一般目的の財務報告書の主たる利用者」に変更されたこと、の3点である。

気候関連リスク情報に関してはとりわけ二つの変更点が重要である。この部分は、重要性の判別境界を決定する際に、報告主体に対して財務報告の主たる利用者の合理的な情報期待を

図表3 重要性判断チャート



出所：AASB & AUASB (2018), p.5, Figure1を訳出。

斟酌するように義務付けているからである。また、主たる利用者を「投資家（潜在的な投資家を含む）、債権者、その他の信用供与者」と特定していることから (IASB, 2018b)、重要性判断を行う際には、長期的視点の投資家の情報期待も考慮しなければならない。

新しい重要性概念にもとづいて気候関連リスクを開示する場合の会計行動に関して、オーストラリアの会計基準審議会 (AASB) と監査・保証基準審議会 (AUASB) は、報告主体が適用すべき重要性判断チャートを策定している（図表3参照）。

この重要性判断チャートに従って気候関連リスクを開示する場合、まず、当該気候関連リスクが「投資家の意思決定に性質的に(qualitatively)影響すると投資家自身が考えるか否か」について、報告主体が検討することから始めなければならない (AASB & AUASB, 2018)。これが「主たる利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想できる」という判別境界の検討である。その際に、当該気候関連リスクが財務諸表に金額的な影響を及ぼしているか否かは関係がない (AASB & AUASB, 2018)。財務諸表に計上される気候関連リスクでなくとも、それが「自らの

意思決定に性質的に影響すると投資家は当然考えると思われる」のであれば、その気候関連リスクは重要な情報になる。

(1) 「yes」の場合

開示しようとする気候関連リスクが、投資家の意思決定に影響を与えると合理的に予測できると判断した場合は、報告主体側の評価に移る。そして、その気候関連リスクが報告主体の財務諸表に金額的な影響を及ぼすかどうかを検討する。つまりオンバランスすべき気候関連リスクの影響があるかどうかを評価するのである。

金額的な影響があると判断したら、それを財務諸表に開示し、影響がないと判断したら、その判断根拠を示す。金額的な影響とは気候関連リスクが資産に減損を生じさせているような場合をいい、そう判断する場合は減損損失を計上する等の適切な会計処理を施す。

ここで重要なのは、財務諸表に金額的な影響がないと判断する場合でも、その判断根拠に関する情報開示が必要な点である。減損会計では、減損を認識しない場合は、その背景情報や判断根拠を開示する必要がない。しかし、新たな重要性基準では、減損損失を計上しない場合でも、その判断根拠は示さなければならない^{注18)}。判

断根拠が開示されることで、座礁資産仮説を信じる投資家は、報告主体が適用した減損会計の妥当性を検証することが可能になる。このAASB/AUASBの考え方に対しては、IASB議長も肯定的にコメントしており(Hoogevorst, 2019)、これがIASBの重要性概念の変更趣旨に沿った取り扱いであることが推測できる。

(2) 「no」の場合

気候関連リスクが投資家の意思決定に影響を与えると合理的に予測できないと判断した場合は、次に行う報告主体の評価において、その気候関連リスクが報告主体の事業環境に重要な影響を与えそうかどうかを判断する。与えそうと判断する場合は、当該リスクを十分に考慮して関連する財務諸表項目の評価に反映する。たとえば、気候関連リスクによって販売製品の将来的な市場縮小が予想される場合は、その生産設備の耐用年数を短縮して資産価額に反映するような処理である。事業環境に重要な影響を与えない場合は何も開示しない。

6. 気候関連リスク情報の開示をめぐる監査上の課題

気候関連リスク情報に関して、非財務報告枠組みの整備だけでなく、財務諸表でも対応が進んだことで、財務報告における開示オプションは著しく拡大した。しかし、このことは、同時に、財務諸表監査に実務上の課題をもたらした。

財務報告で開示される非財務情報は事業の進展状況や財務諸表に関する補足的な説明である。そのため、非財務情報と財務諸表との間に重大な不整合があつてはならない。この点に関して、EU会計指令では、法定監査人(監査法人を含む)に非財務情報の開示媒体である経営者報告書と財務諸表の整合性チェックを原則と

して義務付けている(34条1(a項))。

「原則として」という表現を用いたのは、気候関連リスクのような、EU非財務報告指令で開示が義務付けられたESG情報については、現在のところ、この整合性チェックが適用除外になっているからである(34条3項)。EU非財務報告指令はその理由に言及していないが、当該ESG情報に独立保証業務付与人による検証義務を課す選択権を加盟国に認めていることから(19a条6項、29a条6項)、当面はEU会計指令で整合性チェックを義務付けず、加盟国の裁量に委ねる方針だと考えられる。ちなみに、フランスでは、この選択権を行使して、ESG情報に独立第三者機関による検証義務を課している^{注19}(宮本, 2017)。

EU非財務報告指令による適用除外にもかかわらず、ほとんどのEU加盟国ではESG情報を含む非財務情報と財務諸表・監査知見との整合性チェックが行われている。それはEU加盟28カ国中25カ国^{注20}が国際監査基準(ISAs)を国内基準として採用し(FEE, 2015)、その中の改定国際監査基準720号(改定ISA720)^{注21}が、監査人の責任範囲に、この整合性チェックを含めているからである(IAASB, 2015)^{注22}。

ところが、整合性チェックを行う際に大きな問題が生じている。これを前述のAASB/AUASBの重要性判断チャートにおける「判断根拠」で説明したい。この判断根拠とは、投資家が特定の気候関連リスクに関する情報を必要としていると考えられる場合で、報告主体が当該気候関連リスクを財務諸表項目に計上せず、そのために説明が必要となった、そう判断した理由のことである。たとえば、減損を認識すべき気候関連リスクがあるにもかかわらず、減損を認識しなかった場合が該当する。

IAS 1によれば、この判断根拠の説明は財務

図表4 気候関連リスク情報の開示場所と開示パターン

気候関連リスク情報の開示場所		財務諸表本体に記載あり				財務諸表本体に記載なし				
財務報告書	財務諸表	A.本体	○	○	○	○	×	×	×	×
		B.注記	○	○	○	○	○	×	×	×
	C.経営者報告書等	○	×	○	×	○	○	○	×	
		D.サステナビリティレポート	○	○	×	×	○	○	○	
ケース		1	2	3	4	5	6	7	8	

諸表の注記 (note) に開示する (IAS para112)。しかし、AASB/AUASB では、こうした情報が財務報告の非財務報告区分に開示される場合もあることを認めており、その場合には財務諸表外に開示された当該判断根拠の説明を財務諸表監査の対象範囲に含めるべきであるとしている (AASB & AUASB, 2019)。

また、実務上、気候関連リスク情報の開示場所は、財務報告ではなく、任意に作成するサステナビリティレポート^{注23}がもっとも多い (PwC, 2018)。年次財務届出書類への開示が強く推奨されている TCFD 勧告の気候関連財務情報ですら例外ではない (TCFD, 2019)。しかも、サステナビリティレポートに開示された重要性の高いリスク情報の多くが制度的な財務報告書類には開示されず (WBCSD, 2016)、様々な企業報告媒体に分散して開示されている (TCFD, 2019)。

そこで、EU 会計指令の財務報告書を対象に、気候関連リスク情報の開示場所と開示パターンを整理して、減損会計が適用される場合に監査上どのような問題が起こるかを検討する (図表4 参照)。

図表4 中の気候関連リスク情報は減損を認識する可能性がある気候関連リスクに関する情報である。○印は気候関連リスク情報が開示されていることを示す。ケース1～4の「財務諸表本体に記載あり」は財務諸表(A)に減損損失が計上された場合であり、ケース5～8は減損損失が計上されなかった場合である。減損損失を

計上する場合、減損を認識するに至った事象・状況等の背景情報を開示しなければならないが、その開示場所は注記(B)もしくは経営者報告書等(C)になる。

ただし、経営者報告書等には財務報告書における経営者報告書ではない場所 (その他の場所^{注24}) も含まれている。そこに減損の背景情報には該当しない気候関連リスク情報が開示されることも多い。また、経営者報告書区分をタイトル等で明示しない財務報告書もあるので、経営者報告書とその他の場所の区別は必ずしも明確ではない。

さらに、実務上は、サステナビリティレポート(D)にも気候関連リスク情報が非常に多く開示されており、座礁資産仮説を考えれば、その中に減損を認識すべき場合がある可能性を否定できない。これは、経営者報告書等に開示された、減損の背景情報ではない気候関連リスク情報の場合も同様である。

(1) ケース1～4

減損損失が計上され、その背景情報もあるので、AとBを監査する。ケース1・3で、Cにも減損の背景情報があれば、A・Bおよび監査見と当該気候関連リスク情報の整合性をチェックする。それらが整合的でなければ、A・Bの適正性が疑われる。また、Cに減損の背景情報以外の気候関連リスク情報が含まれる場合は、当該情報に重要な虚偽表示がありそうな兆候に注意喚起する。

(2) ケース 5

減損損失は計上されないが、B に判断根拠が開示されているので、C にも判断根拠に関連する情報がある場合には、A・B および監査知見と当該情報の整合性をチェックする。それらが整合的でなければ、A・B の適正性が疑われる。また、C に判断根拠以外の気候関連リスク情報が含まれる場合は、当該情報に重要な虚偽表示がありそうな兆候に注意喚起する。

(3) ケース 6・7

減損を認識しない判断根拠が C に開示されているかどうかを確認する。開示されていなければ適正な会計処理にならない。C に判断根拠が開示されている場合は、A・B および監査知見と C の整合性をチェックする。それらが整合的でなければ、A・B の適正性が疑われる。C に判断根拠以外の気候関連リスク情報が開示されている場合は、当該情報に重要な虚偽表示がありそうな兆候に注意喚起する。

(4) ケース 1・2・5・6・8

制度的には監査対象でも整合性チェックの対象でもない D に気候関連リスク情報が開示されている場合である。とくにケース 8 は D にしか気候関連リスク情報が開示されていない。しかし、実務上、これは非常に多いケースである^{注26}。ケース 8 の気候関連リスク情報が A・B と整合的でない場合やケース 1・5・6 で C と D の気候関連リスク情報が整合的でない場合は、一体どう対応すればよいのだろうか。制度的には整合性チェックをする必要がないので、何もせずに放置してよいことになる。しかし、IFRS 概念フレームワークの新しい重要性基準を適用すれば、重要性の高い D の気候関連リスクは、少なくとも C に開示すべきである。こうした事態に対応できないのであれば、監査制度は有用性を喪失する。

7. おわりに

気候関連リスク情報の開示場所と開示パターンから生ずる監査上の課題は、気候関連リスクに関する非財務報告枠組みと IFRS 等の会計基準が一元的に策定されて来なかつた経緯から起こっている。投資家にとって重要な情報は財務諸表に開示されるという前提で構築されてきた監査制度が、会計基準の枠外で次々と開示要請が進む ESG 情報を、実務的に処理できなくなっているのである。

こうした現状を踏まえて、グローバルには非財務情報と財務諸表に関する一元的な報告基準の設定を求める声が上がり始めている。2019 年 10 月末に、オランダの機関投資家フォーラムである EUMEDION^{注26}が開催したシンポジウムでは、IASB に対して国際的な非財務報告基準 (INRS) の設定主体 (INSB) を IFRS 財団傘下で設立するように求めるグリーンペーパーが公表された (EUMEDION, 2019)。また、2019 年 12 月には、それと同趣旨のグローバルな企業報告設定主体の設立構想について、Accountancy Europe が意見書をまとめて公表した (Accountancy Europe, 2019)。

EUMEDION グリーンペーパーは監査制度改革についても言及している。その中では、EU 会計指令の監査規定が今日の社会的ニーズに合致しないことが指摘されており、経営者報告書全体には少なくとも限定的保証を適用し、その中でも、非財務的 KPI には合理的保証の適用を義務付けるべきである、との提言が行われた (EUMEDION, 2019)。

このような先鋭的提言が機関投資家サイドから出されている現状を考えると、監査制度の見直し時期も、そう遠くないと思われる。

- 注(1) 2015年の第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された2020年以降の温室効果ガス排出削減に関する国際的枠組みのこと。
- 注(2) 2015年の国連サミットで採択された持続可能な社会を実現するために達成すべき人類共通の目標のこと。
- 注(3) The Paris Agreement (<https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/the-paris-agreement>)、環境省による「パリ協定の概要(仮訳)」(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-a.pdf)。
- 注(4) 現在では「脱炭素化」という表現が主流になっている。
- 注(5) 技術革新や社会変化で回収不能化する資産のこと。
- 注(6) 2018年にもShellやBPの経営トップが自社資産の座礁資産化を完全に否定している(<https://www.reuters.com/article/us-shell-emissions/shell-sees-no-risk-of-stranded-assets-as-reserves-life-shrinks-idUSKBN1HJ1FP>, <https://www.telegraph.co.uk/business/2018/10/10/bp-chief-brands-stranded-asset-fears-misguided/BP/>)。
- 注(7) この中には気候関連のビジネス機会も含まれる。
- 注(8) 気候関連財務情報の開示企業は増加したが、開示内容は総論的・形式的で、気候変動リスクの影響を十分に分析・説明するものではなかった。
- 注(9) 2020年1月末現在のデータ(<https://www.fsbtcfd.org/tcfd-supporters/>)による。
- 注(10) 同原則に署名した機関投資家等は、毎年、PRI報告枠組み(PRI, 2019)に従って、責任ある投資活動について報告することを義務付けられている。
- 注(11) PRI報告枠組みの気候変動指標のうち、ガバナンスと戦略に関する指標の報告を義務付けた(<https://www.unpri.org/news-and-press/tcfd-based-reporting-to-become-mandatory-for-pri-signatories-in-2020/4116.article>)。
- 注(12) CDPは運用資産総額96兆米ドルの525機関投資家による国際的NPOであり、独自の質問票を企業に送付して環境情報の収集・分析・評価を行っている。CDPは、2008年に、企業が自社のサプライヤーに対してCDP質問票への回答を要請するプログラムを開始したが、2008年には14社だった参加企業が2018年には115社に増加し、それに伴って回答サプライヤー数も2008年の634社(回答率27%)から2018年の5,545社(回答率64%)へと大幅に拡大した(Carbon Trust, 2019)。
- 注(13) 会社法や証券取引法等によって組織が提供を義務付けられる年次報告書類を指しており(TCFD, 2017, note 35)、我が国では有価証券報告書や会社法で株主への提供が義務付けられる事業報告書類が該当する。
- 注(14) 気候関連情報の報告枠組みを設定する企業と環境NGOによる国際コンソーシアム。
- 注(15) EU会計指令(2013/34/EU)19a条1項。
- 注(16) 英国の会計基準設定主体。
- 注(17) 2010年版IFRS概念フレームワークの定義である。
- 注(18) 今後、この考え方方に沿ってIAS36が改定されると考えられる。
- 注(19) フランス商法の検証義務規定はEU非財務報告指令が制定される前から存在するので、正確には、フランスが選択権を使用したというより、EU非財務報告指令がフランス商法を容認できるように選択権を認めただといつてよい。
- 注(20) 2015年4月現在でISAを国内基準化していない国はフランス、ドイツ、ポルトガルの3ヵ国である。ただし、フランスとドイツには、改定ISA720の内容を包摂する監査基準がそれぞれあり、それらの規定内容はともにISA720を超えており、さらに、フランスはESG情報に検証義務を課している。なお、ポルトガルの監査基準は、ISAとのコンバージェンスが進行中である。
- 注(21) 2016年12月15日以降に終了する事業年度の財務諸表監査に適用される。
- 注(22) 改定IAS720の14項・15項を参照のこと。ただし、改定IAS720は、財務諸表・監査意見に関連しない情報については、整合性チェックではなく、重要な虚偽表示の兆候に注意喚起することを求めている。
- 注(23) CSRレポート、環境報告書、統合報告書等のESG情報の開示媒体を含む。
- 注(24) 改定ISA720では、この開示情報も整合性チェックの対象としている。
- 注(25) WBCSDが会員企業170社を対象に実施した調査では、サステナビリティレポートに重要なリスクとして開示された情報の71%が、Form 10-Kやアニュアルレポートのリスク情報区分には開示されていなかった(WBCSD, 2016)。
- 注(26) オランダ内外70団体の年金基金等が組織する財團で運用資産は1兆ユーロに及ぶ。

〈引用文献〉

- 上妻義直(2012)、「現実味を帯びてきたCSR報告の制度化」『一橋ビジネスレビュー』2012年夏号。
- 上妻義直(2015)、「炭素バブルの減損リスク情報」『会計』173巻6号。
- 宮本京子(2017)、「フランスの制度・実務から見た監査・保証制度の将来的なあり方」『現代監査』2017巻27号。
- Accountancy Europe(2019), *Interconnected Standard Setting for Corporate Reporting*.
- Australian Accounting Standards Board (AASB) & Auditing and Assurance Standards Board (AUASB) (2018), *Climate-related and other emerging risks disclosure: assessing financial statement materiality using AASB Practice Statement 2*, December 2019.
- Australian Accounting Standards Board (AASB) &

- Auditing and Assurance Standards Board (AUASB) (2019), *Climate-related and other emerging risks disclosure : assessing financial statement materiality using AASB Practice Statement 2*, April 2019.
- Carbon Tracker & The Grantham Research Institute, LSE (2013), *Unburnable Carbon 2013 : Wasted capital and stranded assets*.
- Carbon Trust (2019), *Cascading Commitments : Driving ambitious action through supply chain engagement (CDP Supply Chain Report 2018/19)*, CDP.
- Carr, Mathew (2019), *Putting a Price on the Risk of Climate Change*, https://www.bloomberg.com/news/articles/2019-05-29/putting-a-price-on-the-risk-of-climate-change?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=2019-09-08&utm_campaign=greenbuzz.
- Climate Disclosure Standards Board (CDSB) (2018), *Position Paper, Materiality and climate-related financial disclosures*, CDP Worldwide.
- Coburn, Jim & Cook, Jackie (2014), *Cool Response : The SEC & Corporate Climate Change Reporting, SEC Climate Guidance & S&P500 Reporting – 2010 to 2013*, CERES.
- Collison, David, Cross, Stuart, Ferguson, John, Power, David & Stevenson, Lorna (2011), *Stakeholder Primacy in UK Corporate Law : An Exploration of the Rationale and Evidence*, The Association of Chartered Certified Accountants.
- EUMEDION (2019), *Green paper 'Towards a global standard setter for non-financial reporting'*, 30 October 2019, Draft : An Invitation to Comment.
- European Commission (EC) (2019), *Guidelines on Reporting Climate-Related Information*, European Union.
- Federation of European Accountants (FEE) (2015), *FEE Survey, Overview of ISA Adoption in the European Union*.
- Financial Reporting Council (FRC) (2018), *Guidance on the Strategic Report*, The Financial Reporting Council Limited, UK.
- HSBC (2013), Oil & carbon revisited. *Value at risk from 'unburnable' reserves*, HSBC Bank plc.
- Hoogevorst, Hans (2019), *Speech : IASB Chair on what sustainability reporting can and cannot achieve*, a speech at the Climate-Related Financial Reporting Conference in Cambridge, UK, <https://www.ifrs.org/news-and-events/2019/04/speech-iasb-chair-on-sustainability-reporting>.
- House of Commons, Trade and Industry Committee (HCTIC) (2003), *The White Paper on Modernising Company Law, Sixth Report of Session 2002-03*, The Stationery Office Limited, UK.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2018a), *Conceptual Framework for Financial Reporting (revised in March 2018)*, IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2018b), *Definition of Material, Amendments to IAS 1 and IAS 8*, IFRS Foundation.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) (2015), *International Standard on Auditing (ISA) 720, The Auditor's Responsibilities Relating to Other Information and Related Conforming Amendments*, IFAC.
- International Energy Agency (IEA) (2017), *Perspectives for the Energy Transition, Investment Needs for a Low-Carbon Energy System*.
- Khan, Shahzaib & Perez, Andrew (2018), *EventWatch ® 2017 Annual Report*, Resilinc Corporation.
- Koehler, Dinah A. & Bertocci, Bruno (2016), *Stranded Assets, What lies beneath*, UBS.
- PwC (2018), *From promise to reality : Does business really care about SDGs?*.
- Palmer, Alan R. (2017), "Climate Change Disclosure : A Failed SEC Mandate", *SSRN Electronic Journal*-January 2017.
- Principles for Responsible Investment (PRI) (2019), *PRI Reporting Framework 2020, Organisational Overview*, PRI Association.
- Securities and Exchange Commission (SEC) (2010), *Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change*, Release Nos. 33-9106 ; 34-61469 ; FR-82.
- Swiss Re Institute (2018), Natural catastrophes and man-made disasters in 2017 : a year of record-breaking losses, sigma No.1/2018, Swiss Re Management Ltd.
- The Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) (2017), *Final report, Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*.
- The Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) (2019), *Task Force on Climate-related Financial Disclosures : Status Report*.
- The Economist Intelligence Unit (EIU) (2015), *The cost of inaction : Recognizing the value at risk from climate change*, The Economist Intelligence Unit Limited.
- UNEP Finance Initiative (UNEP-FI) (2019), *Change Course, A comprehensive investor guide to scenario-based methods for climate risk assessment, in response to the TCFD*.
- World Business Council for Sustainable Development (WBCSD) (2016), *Sustainability and enterprise risk management : The first step towards integration*.